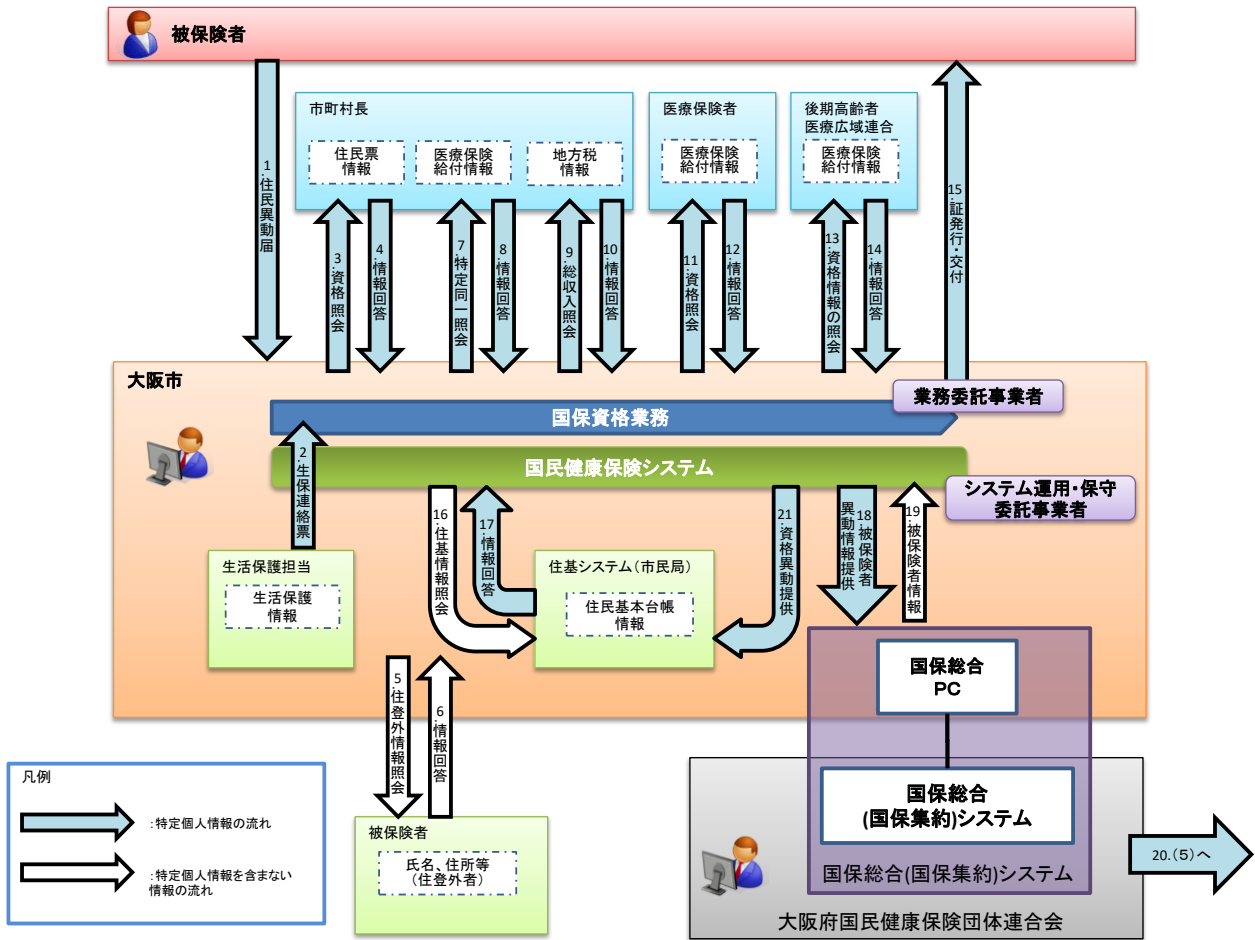


【別紙1】事務内容別 情報連携イメージ図

(1) 資格に係る事務



《住民異動届の受付》

1. 被保険者より提出された住民異動届が回付される。

《生保連絡票の受付》

2. 生活保護開始又は廃止があった場合、生活保護担当より生保連絡票を受付ける。

《市町村への特定個人情報の照会・回答》

- 市町村に対して被保険者の氏名、世帯情報、住所等の照会を行う。
- 市町村からの回答より、氏名、世帯情報、住所等の確認を行う。

《住登外情報の照会・回答》

- 施設入所者により、本市以外の居住者の場合、被保険者に対して氏名、世帯情報、住所等の照会を行う。
- 被保険者からの回答より、氏名、世帯情報、住所等の確認を行う。

《市町村への特定個人情報の照会・回答》

- 市町村に対して、医療保険給付情報の照会を行う。
- 市町村からの回答より、特定同一世帯への所属有無等の確認を行う。
- 市町村に対して、地方税情報の照会を行う。
- 市町村からの回答より、世帯員の総収入の確認を行い、負担割合を決定する。

《医療保険者への特定個人情報の照会・回答》

11. 医療保険者に対して、医療保険給付情報等の照会を行う。

12. 医療保険者からの回答より、従前の医療保険の資格喪失情報の確認を行う。

《後期高齢者医療広域連合への特定個人情報の照会・回答》

13. 後期高齢者医療広域連合に対して、医療保険給付情報等の照会を行う。

14. 後期高齢者医療広域連合からの回答より、後期高齢者医療保険の資格喪失情報の確認を行う。

《被保険者証等の交付》

15. 各種情報の照会結果等より被保険者証や高齢受給者証等を発行、交付する。(証交付自体は個人番号の導入でどのように運用されるのか明確になっていない。)

《本市住基システムへの住基情報等の照会・回答(内部連携)》

16. 本市住基システム(市民局)に対して被保険者の氏名、世帯情報、住所等を照会を行う。

17. 本市住基システム(市民局)からの回答より、氏名、世帯情報、住所等の確認を行う。

《国保連合会との特定個人情報を含む情報連携》

18. 国保連合会の国保総合(国保集約)システムに対して被保険者異動情報を提供する。

19. 国保連合会の国保総合(国保集約)システムより、被保険者情報の提供を受ける。

20. 国保連合会の国保総合(国保集約)システムを経由して、取りまとめ機関に被保険者異動情報を提供する。

※詳細については、(5)オンライン資格確認の準備に係る事務を参照

《本市住基システムへの住基情報等の照会・回答(内部連携)》

21. 国民健康保険資格異動(資格取得・喪失)について、本市住基システム(市民局)へ情報提供する。

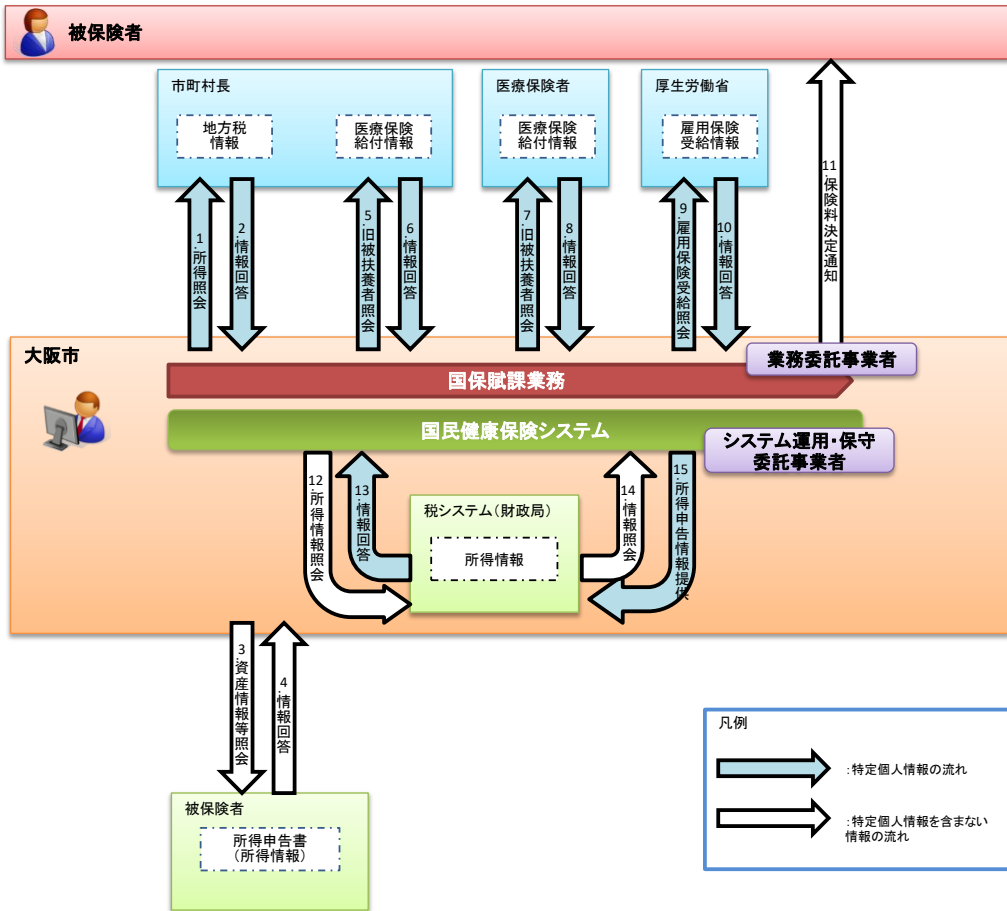
《その他》

現在、上記以外に想定されるものとして、以下の情報の照会が想定される。

・住所地特例にかかる「病院又は診療所、児童福祉施設、障がい者支援施設等」の情報

【別紙1】事務内容別 情報連携イメージ図

(2) 賦課に係る事務



《市町村への特定個人情報の照会・回答》

1. 市町村に対して、地方税情報等の照会を行う。
2. 市町村からの回答より、所得情報を確認する。

《被保険者への所得情報の照会・回答》(本市独自の様式により照会を行っているため、当該様式に個人番号を記載するか不明)

3. 地方税情報より所得が把握できない場合、被保険者に対して所得申告書による資産情報等の照会を行う。
4. 被保険者からの回答より、所得情報を確認する。

《市町村への特定個人情報の照会・回答》

5. 市町村に対して、医療保険給付情報の照会を行う。
6. 市町村からの回答より、旧被扶養者であることを確認した場合は保険料減免の対象とする。

《医療保険者への特定個人情報の照会・回答》

7. 医療保険者に対して、医療保険給付情報等の照会を行う。
8. 医療保険者からの回答より、旧被扶養者であることを確認した場合は保険料減免の対象とする。

《厚生労働省への特定個人情報の照会・回答》

9. 厚生労働省に対して、非自発的失業者の雇用保険受給情報等の照会を行う。
10. 厚生労働省からの回答より、非自発的失業者であることを確認した場合は保険料軽減の対象とする。

《保険料決定通知》

11. 各種情報の照会結果等より保険料を算定し、保険料決定通知書を被保険者に送付する。

《本市税務システムへ所得情報の照会・回答》

12. 本市税務システム(財政局)へ地方税情報等の照会を行う。

13. 本市税務システム(財政局)からの回答より、所得情報を確認する。

《本市税務システムからの国民健康保険システムで把握した所得申告書の照会・回答(内部連携)》

14. 本市税務システム(財政局)より、国民健康保険システムで把握した所得申告書の内容の照会がある。

15. 本市税務システム(財政局)へ、国民健康保険システムで把握した所得申告書の所得情報を回答する。

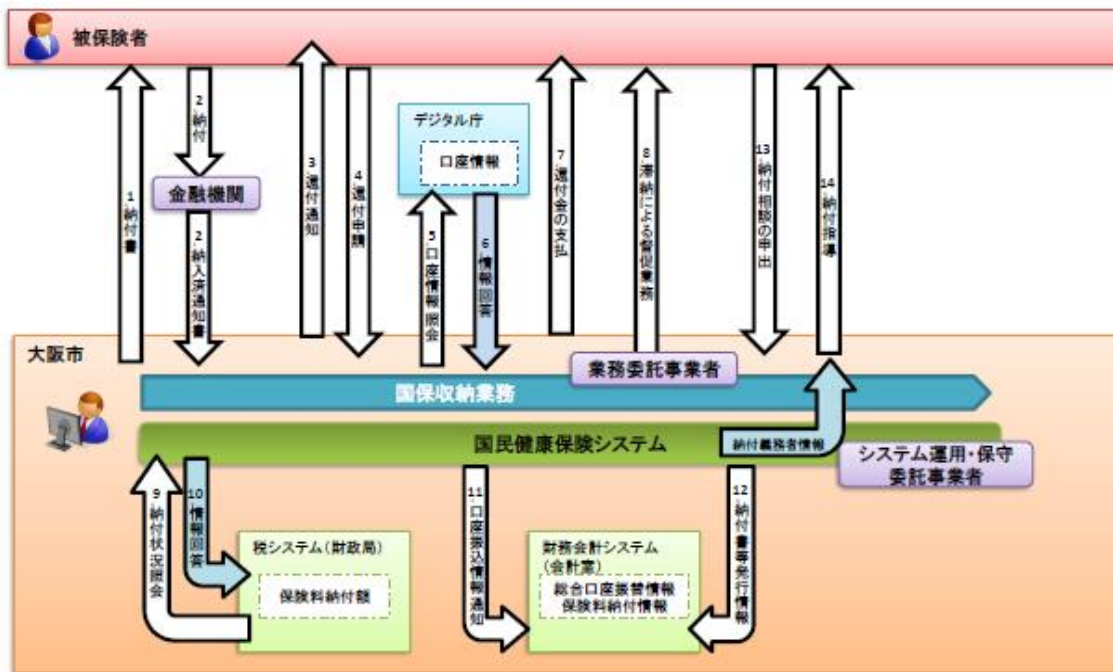
《その他》

現在、上記以外に想定されるものとして、以下の情報の照会が想定される。

・減免適用に係る「病院又は診療所、少年院、刑務所等、損害(火災)保険、税務署及び道府県税」の情報

【別紙1】事務内容別 情報連携イメージ図

(3) 収納に係る事務



※返還金が生じ、被保険者が公金受取口座への返還を希望された場合、関係機関へ照会を行い、その回答情報にある公金受取口座へ保険料を返付する。



《保険料の収入管理》

1. 保険料決定に伴い、被保険者に保険料決定通知書と納付書を送付する。
2. 被保険者が納付書により納付したことを、金融機関から納入済通知書により受ける。
3. 納付額が保険料等調定額より多い場合は、還付通知書の送付を行い、還付する。
(未納保険料等があれば、未納保険料等に充当し、充当通知書を送付する。)

《保険料の督促》

4. 被保険者からの納付がない場合は、督促状や催告書を送付して督促業務を行う。

《デジタル庁への照会(公金給付口座照会)》

5. 被保険者から公金受取口座への振り込みを希望された場合、デジタル庁へ口座情報等の照会を行う。
6. デジタル庁からの回答により口座情報等を入手する。

《税務システムとの情報連携》

7. 税務事務システムより、納付状況の照会を受ける。
8. 税務事務システムへ、納付状況の回答を行う。

《会計室との情報連携》

9. 財務会計システムへ、保険料還付金の口座支払いの依頼を行う。
10. 財務会計システムへ、納付書等発行情報の登録依頼を行う。

《被保険者からの納付相談》

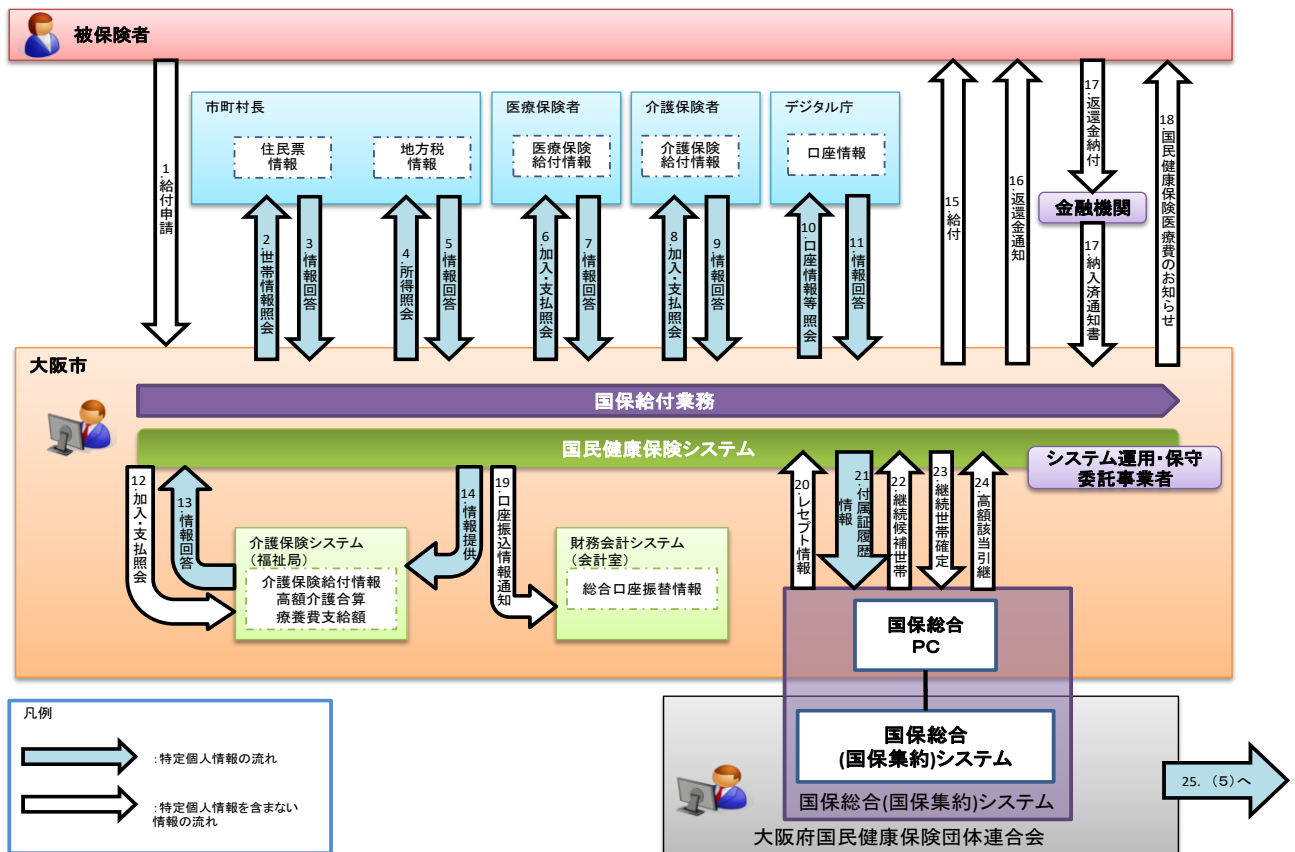
11. 被保険者からの申出により、納付相談を受ける。

12. 被保険者の実情を把握し、納付指導を行う。

なお、再転入者の場合、転出前の旧被保険者番号の収入状況との名寄せを行い、この情報を基として納付義務者を特定の上、納付指導等を実施する。

【別紙1】事務内容別 情報連携イメージ図

(4) 給付に係る事務



《療養費等の給付申請の受付》

1. 被保険者より療養費等の給付申請を受付ける。

《市町村への特定個人情報の照会・回答》

2. 必要に応じて、住民票情報の照会を行う。
3. 市町村からの回答により、世帯情報等の確認を行う。
4. 必要に応じて、地方税情報の照会を行う。
5. 市町村からの回答により、所得情報等の確認を行う。

《医療保険者等への特定個人情報の照会・回答》

6. 必要に応じて、医療保険給付情報等の照会を行う。
7. 医療保険者等からの回答により、医療給付情報の確認を行う。

《介護保険者への特定個人情報の照会・回答》

8. 必要に応じて、介護保険給付情報等の照会を行う。
9. 介護保険者からの回答により、介護保険の加入・支給に係る情報の確認を行い、高額介護合算療養費等の確認を行う。

《デジタル庁への照会(公金給付口座照会)》

10. 被保険者から公金受取口座への振り込みを希望された場合、デジタル庁へ口座情報等の照会を行う。
11. デジタル庁からの回答により口座情報等の確認を行う。

《本市介護保険システムへの介護保険給付情報等の照会・回答(内部連携)》

12. 本市介護保険システム(福祉局)へ、介護保険給付情報等の照会を行う。
13. 本市介護保険システム(福祉局)からの回答により、介護保険の加入・支給に係る情報の確認を行い、高額介護合算療養費等の確認を行う。
14. 高額介護合算療養費支給額計算結果について、本市介護保険システム(福祉局)へ情報提供する。

《療養費等の給付》

15. 療養費等の支給決定を行った場合、被保険者へ療養費等の給付支払いを行う。

《返還金の管理》

16. 資格喪失後の保険給付を受けた被保険者に返還金が発生した場合、請求通知書及び納付書を送付する。
17. 被保険者が納付書により返還金を納付したことを、金融機関から納入済通知書により受ける。

《医療費通知のお知らせ送付》

18. 医療機関を受診した被保険者に、国民健康保険医療費のお知らせを送付する。

《会計室との特定個人情報以外の情報連携(内部連携)》

19. 財務会計システムへ、療養費等の口座支払いの依頼を行う。

《国保連合会との特定個人情報以外の情報連携》

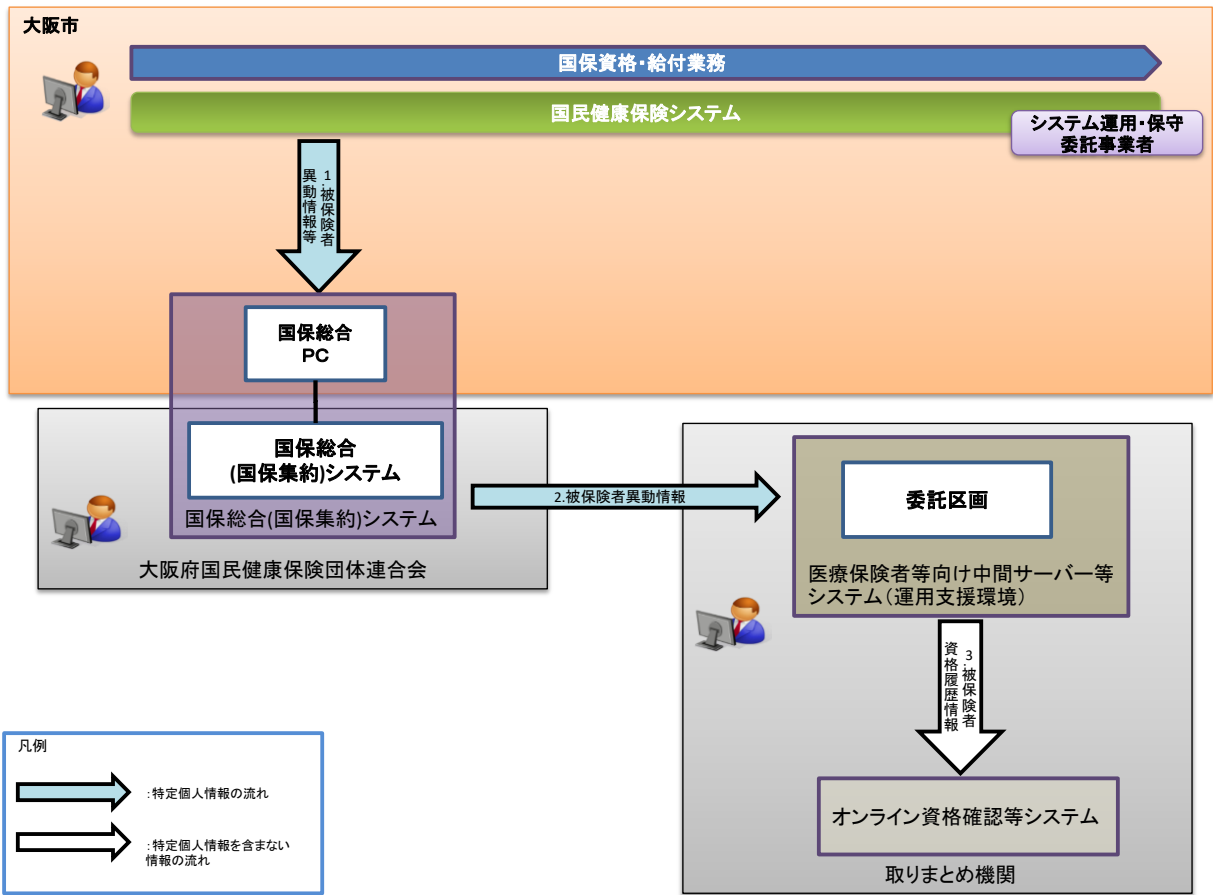
20. 国保連合会の国保総合(国保集約)システムより、レセプト情報の提供を受ける。
22. 国保連合会の国保総合(国保集約)システムより、継続候補世帯リストの提供を受ける。
23. 国保総合PCIに、継続世帯の確定指示を入力する。
24. 国保連合会の国保総合(国保集約)システムより、継続世帯確定結果、高額該当引継結果等の提供を受ける。

《国保連合会との特定個人情報の情報連携》

21. 国保連合会の国保総合(国保集約)システムに対して、付属証履歴情報の提供を行う。
 25. 国保連合会の国保総合(国保集約)システムを経由して、取りまとめ機関に被保険者異動情報を提供する。
- ※詳細については、(5)オンライン資格確認の準備に係る事務を参照

【別紙1】事務内容別 情報連携イメージ図

(5) オンライン資格確認の準備に係る事務



《取りまとめ機関との特定個人情報の情報連携》

1. 国保連合会の国保総合(国保集約)システムに対して被保険者異動情報、付属証履歴情報等を提供する。
2. 国保連合会の国保総合(国保集約)システムを経由して、医療保険者等向け中間サーバー等システム(運用支援環境)の大阪市用委託区画に被保険者異動情報を提供する。

《取りまとめ機関との特定個人情報以外の情報連携》

3. 医療保険者等向け中間サーバー等システム(運用支援環境)の大阪市用委託区画で管理される情報を、被保険者資格履歴情報として、オンライン資格確認等システムに提供する。